

共同生活援助サービス(介護サービス包括型)利用契約書

(体験利用)

社会福祉法人 吉備路の会

障害者福祉サービス事業

共同生活援助グループホーム井手（Ⅰ）

障害者共同生活援助サービス(介護サービス包括型)利用契約書（体験利用）

（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人吉備路の会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が共同生活援助事業所において利用者に対して行う指定障害福祉サービスの共同生活援助の体験利用について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）の趣旨にしたがって、共同生活援助を提供し、利用者のサービス内容を明確にし、利用者、事業者の双方の合意のもとにサービス(介護サービス包括型)が提供されることを目的とします。

共同生活援助の入居を具体的に検討している場合、正式な支給決定の前に実際にそこで生活出来るかどうかを確認する為、一定期間の体験利用を目的とします。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの訓練等給付費支給期間満了日までとします。
- 2 1年に50日以内に限り利用できます。（連続した利用は支給決定日より起算して30日以内です）

第3条 （個別支援計画）

- 1 事業者は共同生活住居への継続的な利用に移行する為の課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて作成します。
- 2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。
- 3 必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明し文書により同意を求めます。

第4条 （共同生活援助(介護サービス包括型)の内容）

- 1 事業者は、利用者に対し食事の提供、利用者に対する相談、その他法及び支援法に定める必要な援助を提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、「重要事項説明書（体験利用）」（別紙）のとおりに

です。事業者は「重要事項説明書（体験利用）」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

第5条 （訓練等給付費支給申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が訓練等給付費支給期間終了に伴う訓練等給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。
- 2 事業者は利用者が希望する場合は、利用者の依頼を受けて、支給申請の手続きを利用者に代わって行います。
- 3 体験的な入居を行う以前に、障害支援区分の認定調査を行った上で、体験的な入居後、正式に入居する場合は再度申請して訓練等給付費支給決定を受ける必要があります。

第6条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、共同生活援助(介護サービス包括型)のサービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、世話人業務時間内に、その事業者において、当該利用者に関する1項の諸記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては事業者は利用者に実費相当の額を請求できるものとします。

第7条 （利用料金）

- 1 利用者は自立支援給付費対象サービスに係る国の定める費用のうち市町村が受ける額の限度額において利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者はサービスに係る費用のうち、市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書（体験利用）」に定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書（体験利用）」に定める所定の日割の額を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は訓練等給付費対象サービスのうち市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書（体験利用）」に定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。
- 5 前項のほか利用者は利用者の日常生上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。
- 6 事業者は、体験的に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行います。
- 7 家賃補助（特定障害者特別給付）については家賃額のみです。その他の費用については対象となりません。

第8条（利用料金の支払い等）

- 1 利用者は第7条に定める利用料金の合計額を、体験利用終了後の翌月に支払います。
- 2 事業者は当月利用料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は当月の利用料金の合計額を、翌月25日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。
ただし銀行振り込みの場合は、振り込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書を発行します。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第3条1項に定めるサービスに係る国に定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することが出来るものとします。
- 2 別紙（重要事項説明書(体験利用)）に定める訓練等給付費対象となるサービスについては経済状況の著しい変化などやむを得ない事由がある場合には利用料金を変更できるものとします。

第10条（相談・苦情対応・虐待防止）

- 1 利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した訓練等給付費対象サービスに関する苦情がある場合にはいつでも別紙「重要事項説明書（体験利用）」に記載されている苦情相談窓口にて苦情を申し立てることができます。事業者は苦情が申し立てられたときには速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性その有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。
- 2 事業者は利用者又はその家族、後見人が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。
- 3 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めます。とともに、下記の対策を講じます。苦情解決責任者については別紙「重要事項説明書(体験利用)」に記載されている通りです。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合は利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。
(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱した行為を行なったとき。

2 事業者はやむを得ない事情ある場合には、理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。

(1) 利用者が、事業者やサービス従事者または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。

(2) 天災、災害、その他やむを得ない事情により事業者を廃止または縮小する場合。

3 利用者の共同生活援助についての給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは訓練等給付費支給期間終了に伴う訓練等給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の共同生活援助事業者もしくは給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 利用者が死亡した場合。

第12条 (退居時の援助)

事業者は、契約が終了し、利用者が退居する際には、利用者の希望を踏まえた上で円滑な退居のために必要な援助を行います。

第13条

(非常災害対策)

事業者は非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備します。

第14条 (秘密保持)

- 1 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービスの事業等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得る事とします。

第15条 (損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合事業者は、利用者または利用者の成年後見人等と協議のうえ、誠実に対処します。
ただし、事業者が十分注意したにもかかわらず生じた損害については賠償しません。
- 2 事業者は、サービスの提供時に事故が発生した場合には関係市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

第16条 (緊急時の対処)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

第17条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第18条 (その他)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、法及び支援法並びにその他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条 (身元引受人)

- 1 事業者は利用者に対し身元引受人を求めることがあります。ただし利用者に身元引受人を立てることの出来ない相当の事由がある場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業者と協力すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に応じた適せつな受け入れ先確保に努めること
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な処置。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 〒

氏 名 印

利用者の成年後見人等

住 所 〒

氏 名 印

事 業 者 住 所 〒719-1155 岡山県総社市小寺1 5 5 3 - 1

名 称 社会福祉法人 吉備路の会
理事長 小 原 章 弘 印